

事務事業名	教育・保育給付事業				担当	健康福祉部 児童家庭課 保育係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285-83-8035		
施策名	2	子育て支援の充実				■ 実施計画上の主要事業			
基本事業名						事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	子ども子育て支援法 児童福祉法				☒ 単年度繰返（開始年度 昭和53 年度～）				
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	2. 児童福祉費	4. 保育所費	☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）				
事業概要	保育所は、児童福祉法第7条第1項に基づく児童福祉施設であり、その目的は、同法第39条第1項に規定されているとおり、保護者の委託を受けて保育に欠ける乳児又は幼児を保育する施設となっている。 民間（私立）認可保育所の運営費は、市の委託料によって賄われている。市は児童数に応じ、保育に必要な運営費を支払っている。その財源としては、保護者等からの保育料のほか、国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）で負担している。 また、委託料のほか、延長保育、障害児保育、休日保育等の特別保育の実施に要する費用については、民間認可保育所には補助金を交付している。 H27年度より子ども子育て支援新制度となり、支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び支援法第29条第1項に規定する特定教育・保育施設等へ共通の給付となり、施設型給付として認定こども園、民間認可保育所、小規模保育事業が対象となり補助制度が変更となった。 施設給付費 公定価格（通常要する費用）- 利用者負担額（応能負担）								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 27年度実績 運営委託；保育の委託、事業者からの施設型給付費・運営費請求、支払い（毎月） 運営補助；補助申請受付、交付決定、補助金の交付（3回）、実績報告書の徴収、補助金の確定 28年度計画 ・認定こども園へ3園が移行となる。 ・小規模保育施設が1園追加となる。	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
	名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
	ア 民間認可保育所定員数	人	730	775	789	744	744
	イ 特別保育実施数	事業	6	7	7	6	6
	ウ 民間認可保育所の入所を希望する児童数	人	903	891	889	807	800
	エ 認定こども園定員数	人				478	808
	オ 小規模保育施設定員数	人				19	38
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 ・就学前児童 ・民間認可保育所 ・認定こども園 ・小規模保育施設	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
	名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
	ア 就学前児童数（4月1日現在）	人	4,553	4,468	4,405	4,396	4,282
	イ 民間認可保育所	ヶ所	6	7	7	6	6
	ウ 認定こども園数	ヶ所				4	7
	エ 小規模保育施設数	ヶ所				1	2
	オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） ・質の高い良好な保育環境を確保する。 ・一定水準の保育体制を整備する。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
	名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
	ア 民間認可保育所入所児童数（4月1日現在）	人	769	796	812	757	765
	イ 認定こども園入所児童数（4月1日）	人				542	820
	ウ 1号認定者数（年間延べ人数）	人				4,026	7,045
	エ 2号認定者数（年間延べ人数）	人				11,028	19,299
	オ 3号認定者数（年間延べ人数）	人				4,617	8,079
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） ・保育に欠ける乳児又は幼児に対し、安全で安心できる適切な保育を実施する。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
	名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
	ア 待機児童数（4月1日現在）	人	5	5	19	12	9
	イ 民間保育所入所率（入所児童数/定員）	%	105.3	102.7	102.9	101.7	102.8
	ウ 認定子ども園入所率（入所児童数/定員）	%				113.4	101.5
	エ						
	オ						

(2) 総事業費の推移			単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	182,530	199,752	233,322	419,224	509,057
			県支出金	千円	132,236	158,815	159,017	209,612	254,528
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	178,044	177,012	177,635	56,831	77,523
			一般財源	千円	243,777	271,583	285,671	595,979	723,688
			事業費計 (A)	千円	736,587	807,162	855,645	1,281,646	1,564,796
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	400	400	450	500	500
			人件費計 (B)	千円	1,681	1,626	1,899	2,095	2,095
			トータルコスト(A)+(B)	千円	738,268	808,788	857,544	1,283,741	1,566,891

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等		
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	・開始時期 昭和53年度から ・きっかけ 民間保育所が開設したこと。 ・H27年度より子ども子育て支援新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共通化された。	
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	・少子高齢化の進展や社会情勢の変化に伴う待機児童解消対策や、利用しやすい保育所を目指した保育サービスの取り組みが行われてきた。 ・本市では、昭和52年までは公立保育所のみが開設していたが、昭和53年以降、民間保育所の開設が相次いだ。 昭和53年4月「西真岡保育園」、平成12年4月「真岡めばえ保育園」、平成15年4月「萌丘東保育園」、平成19年4月「西真岡第二保育園」、平成21年3月「にのみや保育園」、平成21年4月「真岡あおぞら保育園」、平成25年4月「いちこの杜保育園」 H27年4月より子ども子育て支援新制度となり、教育・保育給付事業となり、従来の私立保育所に合わせ、児童福祉施設として法的に位置づけられた認定こども園、また小規模保育事業所においても給付対象施設となり、事業規模が拡大したことにより、以前の「民間保育所委託事業」から教育・保育給付事業へ事務事業を置き換えるものとする。	
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	・保護者の多くは、子どもを、希望する保育所に、希望する時に入所させたいと言っている。	

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 保育の実施は法に基づくものであり、子育て支援策としての市の施策である。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 保育の実施は法に基づくものであり、市の責務である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 安全で質の高い保育の実施は、法に基づくものである。
有効性 評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 国の基準に基づき実施しており、向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 保育の実施は法に基づく事務事業であり、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 国や県の基準により実施しており、削減余地はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費であり、削減余地はない。
公平性 評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 保育に欠ける全部の乳幼児と、認可された全部の民間保育所を対象としており、公平・公正である。 保護者等から、保育料を徴収している。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							